





られてはきましたけれども、これが農業、畜産と比べますというと、格段にやはり私はおくれておると、こういうふうに思うのです。そういう面が今度の大きな農林大臣の説明のかしらである生産性の向上のための合理化の施策の中に入つてこないということが、私は非常に遺憾だと思うのです。で、これは国有林と民有林とで非常に差があるので、技術面においても。国有林は確かに伸びてきておる。従つて、国有林の勤労者の賃金も上がって参りました。これも事実です。事実ですが、そういう形の中に林業が国有林のように近代化されていくことが望ましいのであって、零細な民有林というものは全くおくれておる。これが林業の勤労者の、山林労働者の賃金にももちろん大きな国有林との差が出てきて、今日これが非常に大きな問題になつておるわけです。そういうような事態が出てきていますので、これらについての施策がないということことは、私はやはり非常に遺憾だと思うのです。農業関係において大機械を導入するとしても、センターを作る、いろいろな施策が講じられておりまします。しかし、民有林の振興のために、そういう機械の導入ということに対し政府が積極的な補助なりなんなり保護政策が積み重ねられておるわけですが、この点からいいますと、民有林との差というものは、非常に大きな形になつて出てくるのじゃないかというふうに思うのです。そういう点からいいますと、国有林が民有林に協力するという点で、造林の経費等も一部予算には組んでおります。組んでおりますが、今申した造林だけが、造林というのは農業

業でいえば稻を植えたり麦を播いたりすることなんですよ、それに補助をしなければならないというのが実態なんです。そうでなしに、生産業としての、それから林業の事業ですね、伐り出してこれを素材生産をする、こういうものに対してやはり積極的な助成政策というものをやらないというと、国有林と民有林との技術面においても内容においても非常な差ができるてくるのをやらないか、こういうことが深切に感ぜられるのです。そういう点について、この政策がなかつたことは私は非常に遺憾だと思うのですが、そういう実情について大臣は一つ認識していたいきたい。これは自民党のあなたの方の同志である全森連の会長の井出さんがこのことを訴えておるわけなんです。

国有林の造林の賃金が六百五十円、ところが、国有林は四百五十円で民有林は三百五十円、この賃金においてすら約倍の賃金の差ができるといふと、こう言つておる数字は私は統計を当たつてみましたところが若干合つてしません。合つていませんが、しかし、井出さんはそういうことを言つて、これを何とか一つ縮める方策を一つかし、民有林の振興のために、そういう機械の導入ということに対し政府が積極的な補助なりなんなり保護政策が積み重ねられておるわけですが、この点からいいますと、民有林との差というものは、やはり非常に大きな形になつて出てくるのじゃないかというふうに思うのです。そういう点からいいますと、国有林が民有林に協力するという点で、造林の経費等も一部予算には組んでおりますが、今申した造林だけが、造林というのは農業

業でいえば稻を植えたり麦を播いたりすることなんですよ、それに補助をしなければならないというのが実態なんです。そうでなしに、生産業としての、それから林業の事業ですね、伐り出してこれを素材生産をする、こういうものに対してやはり積極的な助成政策というものをやらないといふと、この政策がなかつたことは私は非常に遺憾だと思うのですが、そういう実情について大臣は一つ認識していたいきたい。これは自民党のあなたの方の同志である全森連の会長の井出さんがこのことを訴えておるわけなんです。

○國務大臣(福田赳氏君) 今、日本の全体の林業は、国有と公有と民有であります。現在、統計調査部内において地域統計といふことが問題になつておるところの政策マンである井出さんがこう言つておられるのを聞いて、民間の方が非常に進んでおりまして、民間の方はどうも進みにくいという状態になっておりますが、お話を通り、國も、今日の林業といふものについても、やはり近代化していく上においては、やはり近づいておるわけだと思います。民間のこの種の事業は投資も、今日は町の日雇い労働者よりも賃金ははるかに低いということになります。それから山林労働者は、伐木、運搬等の問題であります。現在、統計調査部内において地域統計といふことが問題になつておるところの政策マンである井出さんは、やはりこの問題を一つ大臣、はつきりその頭の中に入れておいていただきたいと思います。

それからもう一点お伺いいたしますが、今度は統計の問題をお伺いいたします。現在、統計調査部内において地域統計といふことが問題になつておるところの政策マンである井出さんは、やはりこの問題を一つ大臣、はつきりその頭の中に入れておいていただきたいと思います。

うでありますけれども、一体この地域  
統計といふものについて農林省はどの  
ような考え方を持っておりますか、ま  
ずお伺いしたい。

○政府委員(齋藤誠君) 担当の部長がおりませんので、私からお答えしたいと思います。御指摘になりましたように、最近の農林統計におきまして、いろいろの角度からこれを利用する部分が非常にふえて参ったわけであります。特に経済統計におきましては、最近の農家経済あるいは所得といったような面から、地域別にあるいは經營形態別にこれを分析していくというような要望が非常に強くなつて参つたわけであります。そこで、統計調査部におきましても、これらの要請に対応するよう、統計の仕組みにおきましても、あるいはその調査の形態におきましても、できるだけ地域的な性格というものを持つていつた方がより事態の解明に役立つのではないかと、こういうような考え方をとりまして、米なり、あるいは麦なりの各種の生産費調査等をやつております。あるいは作物統計をやつしております。それらも、やはり農家経済あるいは所得というようなものと相関連しまして、地域的な提出方法をとるというふうなことが今後においては必要じゃないかというような考え方に基づいて検討を行なつておるような状況であります。

所というのは全国約九百あるわけですが、これを三百くらいに統廃合をやつてそうして事務所の体裁も農林省の出先機関らしいような役所にする、そうして事務能率も上げるようになります。そういうことの中から機動力をもたせ、地域統計の体制を整える、こういうようなことを聞いておるわけですね。そういうようなことは考えておられるのかどうなのか。

○政府委員(齋藤誠君) 今申し上げましたように、地域的な性格を出すということになりますと、たとえば畜産業であるとか、あるいは畜産であるとかいった場合に、全支所で一律な方式でやった方がよろしいか、あるいは養蚕地帯なら特に養蚕地帯ということに重点を置いた地域におきましては、それをを中心にして主力を注ぐというようなやり方でいうものを考へるわけであります。そこで、統計の方におきましても、今まで話がありましたように、従来の統計事務所あるいは出張所、支所等におきましてでも、やはりそういう地帯というもの前提をいたしまして調査をやつた方がより合理的ではなかろうかということでおるわけであります。しかし、急速に今後の計画を検討してみたいということとで、一つのプランなり考え方を持つておるわけであります。しかし、急速にどうというわけにも参りませんので、一つのそういう長期計画的な構想を検討しておる、こういふことでございまして、ただきたいと思うのです。これは統計〇北村暢君 もう時間もございませんからあまり申し上げませんけれども、この問題は大臣、よく聞いておいていいただきたいと思うのです。これは統計が地域統計に移行し、生産農民なり、

あるいは地方の農政なり、そういうものに合ったところの統計にして、それとこれが活用されていくということについては異存もなにもないのです。ただ、その地域統計を持っていく場合に、それに切りかえる考え方の中に、今の事務体制では、そういう最も近代的な仕事をやっている事務体制としては全然その体制ができない、こういうことです。それで先ほどの九百カ所の統計の出張所を廃止するということを今盛んにやっておるようですが、これは簡単になかなかないのです。で、ことしの予算を見ましても、出張所の新設が十カ所要求してわざかに三カ所です。ところが、統計の出張所の厅舎というものは借り上げ屋で、今日出てゆけという立ちのきを言われているところが五、六十カ所あると思うのです。それに対してわずかの三カ所、三分の一にして三百カ所の出張所を作るにしてもこれは百年かかるのです。それは長期計画だなんといふものじやないですよ、とても。これは私は前の三浦大臣のときにもやかましく言ったんですけども、三カ所ずつ統計の出張所を作つて百年かかつてやるなんて言つたって、これはだめだつて言つたんです。とにかく農林省はもつと統計の出張所というものに対する行政整理のあるたびにふらふらして、建設省の一般官庁並みの官庁當繪にまかしておつたのではこれはできっこない。ですから農林省が本腰を入れて、やる気になつてやらないと、うとこれは私はできないと思う。こう思い切つた要求というものはなかなかいふ点に対しまして、従来この統計と

できない。従つて、これは統計調査並長にまかしておいたのではできないので、農林省全体がやはり見していく、大臣も非常にそういう点について意を用いていくというふうな状態でなければならぬ。この前にも出ましたのですが、オートバイ三百台買うというと、員百人減らすと、こういうような行き方でもつていつておるわけですよ。可談じやないですよ。出張所の状態では計算器もろくにない。統計をやりながら計算器もろくすっぽないような出張所がたくさんあるわけです。これじゃお話しにならないので、この地域統計の問題と関連して、やはり統計の問題については私は、非常に立川部長は情熱は持っているのですけれども、金がないなくてどうにもこうにも動きがとれないと、いうのが実態のようです。ですから、これはやはり大臣が地域統計との関連において非常にいい努力を今しておるわけでありますから、これをぜひ一つ実施可能な方向に持っていくように御努力を願いたい。これに対して大臣の決意をお聞きしておきたいですね。

省の所管に計上され得るのであります。ですが、これらをあわせまして相当的努力をいたしておるわけでありまして、統計と限らず一般的な、まあ農林省の出先機関につきましても、そういうところを劣化したような宿舎につきましては、年次計画を立てて整備いたしました。統計につきましても五ヵ年計画を立てまして逐次整備をはかるという考え方のものであります。統計の考え方の方はやつております。統計につきましても官庁營繕費のほか一般施設費を含めれば、新舊の統計の事務所の建物並びに出張所、支所等の建物につきましても、三ヵ所でなしに五ヵ所以上の経費を計上いたしておるわけでありまして、今後といえども統計の老朽化した施設の改善、修繕につきましては、今お話しになりましたような地域統計、つまりその地方、その地方における喜ばれる統計、利用される統計ということを念願にして、それに対する事務体制も整え、それに対する施設も完備していくべきで、こういう考え方でせつかく努力をいたしております。

かです。この三十五年度予算の理解の仕方として正しいと思うのですが、その問題は、まあ時間がありませんので申し上げませんが、やはり明治から日本農業をずっと農林省が担当した際に一つの方向づけがあったと思うのです。それにはやはり国民経済において日本農業をどうするかということを位置づけて、そしてまあ所得倍増計画等から関連しましても、これはいつもべくしてこのアンバランスはますますひどくなり、企画庁なんかでやったのでも、まあ七%ぐらい伸びを見て、十五年すれば倍になるだろうが、農業は五〇%くらいの伸びだろうといわれておるのですが、よほど国民経済における位置づけをはつきりして、そして予算を財政投融資を相当流してこぬと、アンバランスを調整できぬと思うのです。幸いことは御努力によって全体の予算に対する農林予算の比率が連年遞減しておったのを防いでもらいまして、所得の格差を少なくするには、やはり相当な予算と財政投融資のこ入れが必要だと思う。それにはやはりドツなんかでやっておりますよう、基本法によつて農業の位置づけをして、そのときの政府の恣意によって予算が減らされないよう、お程度リンクするような、全体にリンクするぐらいの規制措置をとる基本法なしには、私は所得の格差を少なくすることもできないし、この劣勢を取り戻すことはできぬじやないかと思うのですが、農業基本法論もだいぶ下火のようですが、それについてどういうお考えですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 二、三年前から農業基本法をわが国においても制

定したらどうかという御意見があります。引き続いて林業、漁業との政調会長をしておりました。そのとき私どもの党の方でもいろいろ検討いたしました。その結果は基本法という考え方でいろいろな形の法制が各國であるわけです。その内容は画一的じやございません。しかし、農業を大いに推進していく、また、これを保護していく、というような考え方につきましては、みな各国の立法にもそういう思想が出ておるわけです。議論をいたしました結論は、各國のそういう法制をわが国において取り入れるといふことは、これはもうともやさしい問題である。問題は、その背後に横たわる農業基本方策というものをどうするかということをここで考え方があるといふことが一番困難であり、今まで手がつけられなかつた政策の分野ではないかといふふうに考えたわけあります。従いまして、政府のそういう立場づけるかということをきめて、どうして毎年国会、いわゆる国民に対して農業白書を出させて、位置づけをいたが、実際はこうなんだといふようないことから、ドイツ予算の中である程度リンクさせて、そうしてそのときどきの恣意的なことで農業予算が減らぬようにする、消極的な防衛みたいですが、私は福田農林大臣は大蔵省のこと精通しており、幹事長もやつておられたし、幸い灾害とか食管会計の問題は別にしても、年々遞減しておったのが減らないのはけつこうですが、やはり単なる農林大臣の手腕に期待しておられる程度リンクするような、全体にリンクするぐらいの規制措置をとる基本法なしには、私は所得の格差を少なくすることもできないし、この劣勢を取り戻すこととはできぬじやないかと思うのですが、農業基本法論もだいぶ下火のようですが、それについてどういうお考えですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 二、三年前から農業基本法をわが国においても制定したらどうかという御意見があります。引き続いて林業、漁業との政調会長をしておりました。そのとき私どもの党の方でもいろいろ検討いたしました。その結果は基本法という考え方でいろいろな形の法制が各國であるわけです。その内容は画一的じやございません。しかし、農業を大いに推進していく、また、これを保護していく、というような考え方につきましては、みな各国の立法にもそういう思想が出ておるわけです。議論をいたしました結論は、各國のそういう法制をわが国において取り入れるといふことは、これはもうともやさしい問題である。問題は、その背後に横たわる農業基本方策というものをどうするかということをここで考え方があるといふことが一番困難であり、今まで手がつけられなかつた政策の分野ではないかといふふうに考えたわけあります。従いまして、政府のそういう立場づけるかということをきめて、どうして毎年国会、いわゆる国民に対して農業白書を出させて、位置づけをいたが、実際はこうなんだといふようないことから、ドイツ予算の中である程度リンクさせて、そうしてそのときどきの恣意的なことで農業予算が減らぬようにする、消極的な防衛みたいですが、私は福田農林大臣は大蔵省のこと精通しており、幹事長もやつておられたし、幸い灾害とか食管会計の問題は別にしても、年々遞減しておったのが減らないのはけつこうですが、やはり単なる農林大臣の手腕に期待しておられる程度リンクするような、全体にリンクするぐらいの規制措置をとる基本法なしには、私は所得の格差を少なくすることもできないし、この劣勢を取り戻すこととはできぬじやないかと思うのですが、農業基本法論もだいぶ下火のようですが、それについてどういうお考えですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 二、三年前から農業基本法をわが国においても制定したらどうかという御意見があります。引き続いて林業、漁業との政調会長をしておりました。そのとき私どもの党の方でもいろいろ検討いたしました。その結果は基本法という考え方でいろいろな形の法制が各國であるわけです。その内容は画一的じやございません。しかし、農業を大いに推進していく、また、これを保護していく、というような考え方につきましては、みな各国の立法にもそういう思想が出ておるわけです。議論をいたしました結論は、各國のそういう法制をわが国において取り入れるといふことは、これはもうともやさしい問題である。問題は、その背後に横たわる農業基本方策というものをどうするかということをここで考え方があるといふことが一番困難であり、今まで手がつけられなかつた政策の分野ではないかといふふうに考えたわけあります。従いまして、政府のそういう立場づけるかということをきめて、どうして毎年国会、いわゆる国民に対して農業白書を出させて、位置づけをいたが、実際はこうなんだといふようないことから、ドイツ予算の中である程度リンクさせて、そうしてそのときどきの恣意的なことで農業予算が減らぬようにする、消極的な防衛みたいですが、私は福田農林大臣は大蔵省のこと精通しており、幹事長もやつておられたし、幸い灾害とか食管会計の問題は別にしても、年々遞減しておったのが減らないのはけつこうですが、やはり単なる農林大臣の手腕に期待しておられる程度リンクするような、全体にリンクするぐらいの規制措置をとる基本法なしには、私は所得の格差を少なくすることもできないし、この劣勢を取り戻すこととはできぬじやないかと思うのですが、農業基本法論もだいぶ下火のようですが、それについてどういうお考えですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 御承知の通り、公有林をこの際、整備しなければならないという緊急の問題があるわけなんです。その場合に一般的の造林金融は公庫がやつておりますので、これで統一してやるということは、私どもはまことに好ましいことで、そななればなぬといふうに考えている

が、夏ごろまでには農業問題の中間結論が出来ます。引き続いて林業、漁業とやりまして、三十五年度一ぱいには総合的な結論を出すということになつておりますが、私どもいたしましては、率直に今日の事態に目をおおうことは、農業の現実というものの見詰めまして、これに対しても抜本的な対策はどうだらうということを打ち出していきますが、私は必ずもといたしまして、この問題は打ち切りますが、私はございません。しかし、農業を大いに推進していく、また、これを保護していく、というような考え方でいろいろな形の法制が各國であります。その内容は画一的じやございません。しかし、農業を大いに推進していく、また、これを保護していく、というような考え方につきましては、みな各国の立法にもそういう思想が出ておるわけです。議論をいたしました結論は、各國のそういう法制をわが国において取り入れるといふことは、これはもうともやさしい問題である。問題は、その背後に横たわる農業基本方策というものをどうするかということをここで考え方があるといふことが一番困難であり、今まで手がつけられなかつた政策の分野ではないかといふふうに考えたわけあります。基本法というような法制がそれに関連して必要であれば、これはいつでも提出するにやぶさかでない、そういう考え方を持っております。

○中田吉雄君 趣旨はわかるわけです  
が、ドイツの基本法を見ましても、ドイツ国民経済においてドイツ農業をどう位置づけるかということをきめて、どうして毎年国会、いわゆる国民に対して農業白書を出させて、位置づけをいたが、実際はこうなんだといふようないことから、ドイツ予算の中である程度リンクさせて、そうしてそのときどきの恣意的なことで農業予算が減らぬようにする、消極的な防衛みたいですが、私は福田農林大臣は大蔵省のこと精通しており、幹事長もやつておられたし、幸い灾害とか食管会計の問題は別にしても、年々遞減しておったのが減らないのはけつこうですが、やはり単なる農林大臣の手腕に期待しておられる程度リンクするような、全体にリンクするぐらいの規制措置をとる基本法なしには、私は所得の格差を少なくすることもできないし、この劣勢を取り戻すこととはできぬじやないかと思うのですが、農業基本法論もだいぶ下火のようですが、それについてどういうお考えですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 御承知の通り、公有林をこの際、整備しなければならないという緊急の問題があるわけなんです。その場合に一般的の造林金融は公庫がやつておりますので、これで統一してやるということは、私どもはまことに好ましいことで、そななればなぬといふうに考えている

わけです。ところが一方におきまして、いつでありましたか、三年くらいになりますか、公営企業金融公庫といふものができまして、それで市町村の行なうところの公営企業の融資は、一体としてこの公庫にやらせたいという考えが打ち出されておるわけです。これは造林も市町村の行なう公営企業と一緒に相なりますので、自治庁の意向といったしましては、造林も一つ公営企業公庫を通じて融資が行なわれるようにならしたい、こういうことを言つてくるのが当然の勢いと思うのです。そこで、いろいろ検討してみたのですが、私どものそういう公庫の一括融資施行という主義にも反せず、また公庫中心で、公営企業金融公庫中心のこの地方自治体に対する融資という仕組みにも合う方法いかんというふうに考えますと、資金は公庫に与えて、農林漁業公庫に与えて、そうしてその公庫から公庫の統一的な見解のもとにその公有林に融資すべき部分、三億五千万円などございますするが、これの融資を現実には公営企業金融公庫の方に委託するという方法でやりますれば、まあ両々の目途とするところが立ち、また国会で両方のことを御決議願つておるわけですから、国会の御意思にも沿い得るゆえんではあるまいいまの委託主義といふものをとつたわけです。さような趣旨でござりまするから、これは委託はいたしますが、その融資の実行にあたりましては農林省、すなわち、その出先とも申すべく農林漁業金融公庫におきましては、十分自治庁並びに公営企業金融公庫と連絡をとりまして、この趣旨が実現され

れるように運営して参りたい、かよう

なことにいたしたわけあります。

○中田吉雄君 私も実は九年間地方行政をやつてみて、陳情を強く受け

ておる面もあるので、国会議員の分野でも、大体地方行政関係は公営企業でやらせるように——いろいろ複雑な情勢はあると思うのです。しかし、私は

一五%もあり、これをどうするかといふことはほんとうに大きな問題で、た

だ、これが造林資金の貸付だけでは私は問題の解決はつかぬと思うのです

が、いろいろ問題があり、筋論としても、ただいま福田大臣が言われたよう

ることは、住宅金融公庫でも、じや、府県市町村のやっている住宅金融に

対して、公営住宅金融公庫でやつて、

実際それじやその分だけは住宅金融公庫で投融資のワクをとつて、じや、公

営企業金融公庫に委託するかといえ

ば、それは住宅政策の一貫性といいま

すが、これはもともと私は国有林野からまかなうということに

なつておりますが、これはもともと

私は国有林野事業の会計だけでも私

は、国有林野からまかなうといふことに

なつておりますが、これはもともと

私は別な二本立てやつて支障なしにやれているのです。そういうことからいと、円満におさめてはお

られます、が、問題があるし、ただ、そ

の際に、私は実際どつちが、私の聞い

た範囲では低利の長期の融資があると

いうので、新しい合併町村が基本財産

でも作ろうといふので造林意欲が非常に高いのです。とうてい三億五千万でございますまい。これはその要求に応ずることはできない。これはもうすでに三十四年度の経過を見てもこれははつきりしているのです。そうなると、どうなるものでしようか。もし農林漁業金融公庫では若干のやりくりは法的にもできて、ワクがもつと多くなって、他の方のが、なかなか説明を見ても森林組合の方が

不振でできない。さらにまた、造林資

金としては、むしろ一番たくさんペル

ブ会社等が金融公庫を使ってやつたり

しており、その全体の調整を非常に高

い地方公共団体の要請にやりくりでこ

とえ得ることができます。すでにそ

れが公営企業金融公庫に行ってしま

うと、その関係はどうなる。三億五千

万打ち切りということでどうか。

○中田吉雄君 これは昨年もごたごた

して話がついて、春の造林時期を失

したと思うのです。本年度もまた引き

継ぎ等の関係で、また実際支店も持つ

てない。これは地方課でいろいろ水

稻や果樹や、その他の一般の起債と同

じように地方課で取り扱うのですか、そ

ういう点でやるのですが、そう

いう点でも私は造林支店網を持たない

大体三十五年度も自分の方でやれる

ことを予想して、三十四年度分で

足りないような分は来年度つけてや

ることを予想して、三十四年度分で

おる次第であります。

○中田吉雄君 農林漁業金融公庫は、三十五年の春植えに大きい支障のあるおきまして、具体的な方法もおそらくとも今月中には決定できるような運びに進んでおるわけでありますので、この大臣からお話をありましたような方法がすでにきまりまして、事務当局間に話がついて、春の造林時期を失したと思うのです。本年度もまた引き継ぎ等の関係で、また実際支店も持つて本年度もやつております。三十

五年度の融資につきましては、先ほど

お話をありましたよな方法がすでにきまりまして、事務局間に

おきまして、具体的な方法もおそらくとも今月中には決定できるような運びに進んでおるわけでありますので、この

大臣からお話をありましたよな方法がすでにきまりまして、事務局間に

おきまして、その計画あるいは内容が造林の方が多いからに追加されるのかどうか。どうなりますか。

○政府委員(山崎齊君) お説のよう

なもの全然ないといふわけにはいかぬと思うのです。すでにそういうふうな前提に立つて事業もやられたところがあらんじやないかと思います。あるとは言いませんが、そういうのはどうなりますか。

○政府委員(山崎齊君) お説のよう

なふうなものにつきましても、今後

公営企業金融公庫の方にも委託すると

いうことになりますれば、その方から

優先的な措置を講じてもらうといふことをわれわれとしては進めてみたいと

考へます。

○中田吉雄君 その点が公営企業金融公庫の方は、おれの方は知ったことじやないというようなことでござる。することがあり得るんじやないか。ただいま長官の言われたように、善意で、三十四年度のワクジヤ足らぬ、計画としては正しいということでおは了解さして、もう植えておるやつがあると思うのです。そういうことについては一つ移管について支障のないようにしてもらいたいという点をお願いいたします。

それからもう一つ、その問題について三十五年度の政府関係機関の予算書を見ると、これが印刷されたころはいつか知らぬのですが、百八十九ページには、公営企業金融公庫の事業計画及び資金計画のところにはすでに当然そちらに委託されたようなただし書きをつけて出しているんですが、もうそのころから話がついておったんですね、これを見ると。

○国務大臣(福田赳氏君) それはいつのやつですか、三十五年度予算ですか。

○中田吉雄君 三十五年度予算です。

○国務大臣(福田赳氏君) もちろん、それが印刷される前に話を全部きめましてやつております。

○中田吉雄君 それじゃもう一つだけ。畜産の問題ですが、えさの検査機構の問題ですが、養鷄振興法が出来ましたときにも、その提案理由の説明で、鶏卵と鶏肉だけでも一千億円で米に次ぐ最大の農産物ということが提案理由の説明にもうたつてあって、われわれも今さらながら、多いものだと思つてびっくりしておるのです。そしてまあ小倉さんのやつておる基本問題調査

が、そこで結論の方向としても、 果樹もさることながらもと畜産のものが日本農業の将来としてウエートがたれる分野だと思うのです。その際は、 まあ大きな問題が、えさをどうするか、われわれの調査では、肥料が大仕事で、今千二百億くらいです。消費が、 ころが、えさが一千億、一千億のえさをどうするか、われわれの調査では、肥料が大仕事で、今千二百億くらいです。消費が、 まあ大きな問題が、えさをどうするか、われわれの調査では、肥料が大仕事で、農林統計を見ましても、濃厚飼料によってはもう七割以上を買っておるといふ、 買入、購入いろいろあるのでしようが、 う畜産農家が八割もあるといふくらいに大きな問題で、これの検査機構をどうするかということは、非常に私は心配であります対策としては重要だと思うのですが、 幸い昨年度えさの検査機構で七百四十九万であったものが八百十五万に若干ふえて、定員も二十名になつておるのですが、最近えさに非常に夾雜物をさせて、もう全購連なんかでもあるならないで取り扱えない、もう幾らでも伸びたら、二百億程度が限度だというふうで、ですから全購連でもこういうう雜物を鑑定する本を出してみると、 大へんまぜておる。たとえば栃木県では、もみがらを粉末にする会社が成り立って、それをふすま、ぬかにませてこられる。それから魚粉が一番多いのですが、魚を煮てそのにおいを貝がらの匂い未等につけて、そして大量にやっておるのである。ですから魚粉は、魚粉が安い。それは夾雜物をうんとまぜいるのです。そういうことで一千億の中で一割ともいかぬでしょうが、相中で、これはまぜておつて、とにかく一千億の中で相当全購連等で鑑定して、二三

やはりこれは肥料の検査と同じような程度に充実していかぬと、この要求に応じ得ることができぬじやないだろうかというふうに考えます。ただいま御説明の飼料の品質改善に関する法律といふものですね、これを肥料取締法のような強制的な措置ができるようになりますが、肥料でありますときぬものかどうか。もう肥料でありますから、硫安なら一八・幾らとか、尿素なら幾らとか、含有量がほとんど間違ひがない、安んじて貰えるというほど検査機構が確立しまして、品質については安心できるわけなんです。私は飼料についてもそういうふうにするのに、この法律を改めが必要じやないか、こう思うのですが、いかがですか。

おりまする品質基準はいささか大き  
ばであろうと思います。それからもう  
一つの点は、そういう飼料養分で表示  
することが、まぜました商品的な原  
料、たとえば澱粉とトウモロコシと  
か、蛋白と大豆かすという割合ではつ  
きり表わす義務を負わせておりません  
ので、そこで配合飼料を二種、三種の  
配合飼料等に分けまして、商品である  
原料そのものも明示するようにいたし  
たいと思って研究をいたしております  
。これは法の運用ができるのでありま  
す。またさらに御指摘のもみがらと  
か落花生、がらとかいうように、栄養に  
なりませんで、かえって栄養を阻害す  
るような飼料を混合する、ぬか、ふす  
まの中に輸入飼料も国内飼料も鉛分の  
くぎなどがだいぶん入つておるのであ  
ります。これらを飼料製造機に磁石を  
つけまして何回もやりますとれる部  
分もあります。それは製造装置をいた  
します。タイ國のトウモロコシはある  
時期は水分が非常に多いのであります  
。これを飼料用に製造販売しようと  
する場合は、第一に、水分の多いもの  
の輸入を少なくする措置を今指導して  
おりますが、飼料の製造販売をしよう  
とするときは、乾燥をして一四・五%  
以上の水分はいけないというような義  
務を負わせることを研究いたしており  
ます。以上のこと等につきましては、  
現行法の運用をもつてさらに改善をし  
得るのではないかと思います。

知の通りまだ從米の陣容に近いものでござります。若干の予算人員の増加がございますが、そういう差はあります。その実力をもしましては大体関係付近の配合、混合飼料製造業者のメーカー側を調べることがほぼ可能といふ陣容でございます。なお、次年度以降には必ずこれを西日本にその実力を及ぼし得るように充実をいたしたいと思ひますが、初年度ます肥料の仕組みならいましめた飼料検査所の独立することをまず第一といたしましたために、今回はそれで御了承をお願いしたいと思うのであります。この検査取り締まりは、飼料検査所ばかりが行うべきものではございませんが、次のような方式で、内容のはなはだしく悪いものは告発をいたします。また、そのおつてくれる部分もあります。その成績も手持ちが今ありませんが、次に位するものは、呼びましてさらにつきの確認して、飼料の売り渡しを停止いたします。それから若干軽いものは嚴重な訓戒を与えまして、三種に分けましてやつておるのであります。逐次整備することをもつて御了承願いたいと思っております。

○政府委員(安田善一郎君) 数倍おります。

○中田吉雄君 私は肥料よりもっとバラエティがあつて検査はしにくいくらいで、この点農林大臣も御理解いただい

ます。そういう点ではとかくするに制限されるおそれがありますので、もっと全国的に検査機構を至急に確立していただきたいということをお願いしたいのです。

もう一つ、ただ最近また一そう夾雜物をまざることが多くなつた。なぜかといいますと、昨年の六月に価格をきめてもらつたのであります。それがまあえさ業者、原料が上つたといって、値段がストップされているから、それで一定の収支を償わせるために最近非常にふえてきた。これはもうんで、大へんなふえ率なんですね。ですから、これをどうされるかという問題が差し迫つた大きな問題なんです。昨年の六月にまあ抑えるということで据置の措置をとつていただきたいことはありがたいのだが、そのことが原料の高騰となつて夾雜物をまぜる率が一昨年、昨年よりか非常にふえてきているという事態で、この問題をどうされるかという問題、それからもう一つ出来ましたが、私は一昨年国會議員として歐米を見せていただいたて、タイに行きましたら、タイの大使館の人が、米が売れぬで困るが日本の畜産は盛んらしいと、こう言う。トウモロコシなどは、庭を掃いて、みんなどうをつけて掃いてす

日本の商社は、大したものだと大使館の人も言っているくらいです。それだけでもう驚くべきことだと言っているのです。タイの農家は、トウモロコシなんか土ごと掃いて、非常にそういうものがたくさん輸入されているということを大使館から、私が農業関係のことを少し尋ねたものだから——そういうことも注意してもらいたいと思いますから、とにかくえさの据置ということを非常にえた。これにどう対処していくかとかということを、これは緊急が必要する問題であります、どうしていただけましょうか。

○政府委員(安田善一郎君) 昨年の六月、配合飼料を中心にして、その他大豆かす、ふすまの価格抑制措置を行政措置において行ないました。その結果、配合飼料のおもなる原料である大豆かすは、前年のおおのの同月に比しまして一〇%ないし一五%値下げをさせてあります。ふすまにおきましても同様の時期におきまして一割、ごく最近におきまして七%の値下げをさせてあります。そこで、配合飼料の登録飼料につきまして、内容を登録してあるものに即してみますと、政府が価格安定をはかつておる原料もありますれば、外國から外割を受けて輸入するものもありますれば、国内その他の自由販売品を入手して配合の原料にしあるものもありますがいろいろと研究しました結果、原料の値段より配合飼料の値段が高い。大豆かすとか、ふすまの値下げを指導いたしました關係もありまして、配合飼料の値下げの要求を当局から申し入れまして、自分で努力して自主的に行ない得る範囲で、かつ、合理的になるようなどいう

ので、少なくとも 5%、多いものは 7% の対前年比よりの値下げをはかるようになりました。その後もこれを続けております。そのときに一番大きな問題でありますと、また、中田先生の御指摘にあります二点を申し上げますと、第一点は、魚かす類の価格が不安定で、高くて、かつ、重要な飼料である養鰐飼料が七割近くも占めます配合飼料に依存します。次は飼農用の飼料であります。次は飼農用の飼料であります。第二次は、もう一点は、配合飼料に依存します。配合飼料でありますと、そうであろうと思われます。農林省その他自給飼料の増産に努力しておりますが、单品で農家が買って濃厚飼料を使う割合が減りまして、だんだん高度の、簡便な配合飼料を使つことが、いろいろな理由があります。どうが、ふえて参つております。昨年度配合飼料の製造量は約百五十万トン弱と見積もっておりますが、三十五年度は百九十万トンぐらいにならうと思うのです。政府が手配をいたしまする輸入飼料を中心としました濃厚飼料、配合飼料の原料につきましては、その供給を不足のないよう努力いたしておりますが、配合飼料に間々他の飼料の入手のことがあります。そこで、魚かすとそれらの配合飼料原料との関係からいたしまして、そこには商業者——商業用の配合業者等について御指摘のような点が間々出てくる分もあるかと思うのですが、これは価格抑制を続けるとともに、魚かすの

入手は一部ある時期だけは輸入する」と等も検討をすることにいたしましたて、これは近く、まだ大臣に御了承を得ておりますが、大臣のお許しがあれば国内の魚かす製造業等に圧迫なく銅料の低廉な安定した措置を講するべく、全体の配合銅料の増加趨勢は自給銅料を増すと同時に、その供給を確保する、あわせまして先ほど申しました品質の確保を十分ないが、ます銅料検査所独立、また現行法の運営改善を通じてやついくつもありであるわけであります。

いう点やつておられるのか、そういう点多少増に聞く問題があるものですか  
ら……。

○政府委員(安田善一郎君) 仲原先生の御指摘でござりますが、飼料に使うもののうちのかなり重要なものにおいでも、本来性質はそういう可能性があると思います。たとえて申しますれば、大豆かすは飼料として重要なものの原料でもあります、みそ、しょうゆの原料でもあります。さらに小麦を輸入いたしまして、飼料用専門のふすまと称しておりますが、下級の麦を「ミニトバ五号」、六号をカナダから、豪州からオフ・グレードの小麦を輸入しまして、ふすまの方が六割、小麦粉が四割、こうひいておるもののがございます。これはそのものだけをさらりとふるい分けますと、皮の分と粉の分と分かれ得るので、横流れのおそれはいかとか、一、二の事例はないかとか、こういう御指摘を受けること、全くないわけではございません。それに対しましては、飼料用として特定をいたしました大豆かすを作る原料の大豆、増産ふすまを作ります原料の小麦につきましては、政府から、飼料として確実に扱います農業団体、飼料製造業者の団体及び北海道及び商人の一部を限定いたしまして、政府の売り渡しの相手方としては指名競争入札をはじめた意味の随契をやりまして、そうして穀物検定協会や飼料査所の検査費を使いまして、原料を入れました小麦、大豆と、出て参りましたする増産ふすまに大豆かす、その間の方の団体の検査もしまして、食糧検査所の検査費を使いまして、原料を入れて、包装容器にはその旨を表示して、

会社の取扱量、販売量を帳簿で検査する、ときどき臨機検査をする形によりまして、あとは特定ルートを通じて、一部商人は別でございますが、扱いやすい業者団体を通じましてルートを特定いたしております。政府が売り渡す場合に、すべてこれを条件といたしますので、原則としてそういう心配はない、こういうことにいたしております。

○委員長(堀本宣実君) ここでしばらく休憩いたしまして、午後は二時から再開をいたします。

午後零時五十二分休憩

午後二時二十一分開会

○委員長(堀本宣実君) 委員会を再開いたします。

農林水産基本政策に関する件を議題にいたします。

午前に引き続き福田農林大臣に対する質疑を願います。

○大河原一次君 大臣に対し特に農政に対する考え方をお聞きしたいわけですね。それは私が本会議でも申し上げましたけれども、本会議でもありますし十分な、抽象的なあれになります。たですが、特にお聞きしたいのは、牛ほども中田委員から冒頭に取り上げられました国民経済の中における農業の地位というものは、やはり明確にすべきではないかということがたまたま出たと思うのですが、私もやはりそういう観点に立って質問をしたいと思うのです。ということは、大臣もしばしば業の中に、あるいは文章等の中に農業の問題を非常に重視されて取り上げられておるのですが、しかし、その中

で言われていることは、農業の問題は非常に大事であるけれども、やはりこのことは日本経済の発展全体の中で考慮されるべきものであるという、こういいう表現が使われてゐる。私はその言葉には確かにこれは言葉の上であつてもや表現上の問題でなくして、問題はほんとうの実質、中身の問題だというふうに考えておるわけです。従つて、一方には確かにこれは言葉の上であつてもきわめてこのことは一般常識的の問題だと思うのです。同時に、また、このことは単に農業の問題ばかりではなくて、他産業の場合においても同じことが言えると思うのです。やはり国民経済の中でこれを考慮するということは、どの産業部門についても言い得ることができると思うのです。ただ問題になつておるのは、今、農工の較差が増大しておる、その不均衡を是正しなければならないということが大きな問題として取り上げられておるし、そのため大臣も真剣になつてこの問題に取り組まれ、所得の増大をはかつていかなければならぬ、こういうことを言るために大臣も真剣になつてこの問題に取り組まれ、所得の増大をはかつていかなければならぬ、こういうことを言われているのですから、従つて、今日の不均衡を是正するという建前に立つならば、いつでも言われるような、国民経済全体の中でもこれを考慮するといふような、そういうことではやはり農工の較差是正ということにはならないのじやないか、むしろ矛盾するものじやないかというふうに考えておる。もちろん、確かに日本経済が発達、あるいは特に工業の発展によつて、具体的に言うなら農村における二男、三男、あるいはまた余剰労働力といふものが吸収することもできますから、こういう面を考えますと、確かに日本経済全体の発展、国民経済全体の中で

と、米だけでも大へんな輸入をしなければならぬというような状態に相なるわけでございまして、日本の経済を今後発展させていくものになる国際収支の面から考えますと、この農業の生産といふものはきわめて大事な地位にあるといふうな考え方を持つておられるわけであります。それから日本全体の経済構造から考えてみましても、農村が安定するということは地方都市が安定することであり、地方都市が安定する基本をなすものは、農家、農業の安定にある、かような考え方を私はとるべきである、そういう観念を持っておるわけでございます。まあ一方において、そういう考え方をとつており、また、とるべきであるというふうな考え方をとると同時に、今当面する農業の、また農家の悩みといふもの、これを直視してみますれば、いろいろの問題がありますが、大きく言うと、私はこの科学技術の世の中に起きまして、農業といふものが科学技術をフルに受け入れがたい性格を持っている。ことに日本の農業といふものは繊細な業であるという点から、その傾向をさらに激しくしているのだという点から、生産の効率、生産性において他の産業にだんだんと劣る状況がここに出てきていると、かように考へるわけでございます。ただ日本の農業につきましては、私はそういう非常にむずかしい事態には当面しておりますが、しかし、意氣阻喪し、農業の前途をあきらめてしまうという必要はない。農業は思ひを新たにして立ち上がるべきと

きに今や来ている、かように考える次第でございまして、この懸念を解決していかなければならぬ、こういうふうに申し上げておるわけでございます。そのゆえんは、農家の所得を維持し发展させるというためには、どうしてもこれは農家の生産を高め、また同時に、生産効率を高めるということをさらになければならぬが、日本の農業といふものは古来そう大きな変革がないのです、実は。今後新しい部面というものが日本の農家の将来にはいろいろ待ち受けておる。酪農しかりで、また果樹しかり、いろいろな面におきましてこれから育てていけばいいという面も多々あるわけでございます。まあ一戸当たりの農家の生産を高め、生産性を向上するという政策をとります。で、これに要するところの雇用、需要ですね、これもずいぶんあると同時に、日本の工業方面の実力といふものは最近めきめきと發展をしてきております。で、これに要するところの雇用地といふものがずいぶんあると、これが当然生じてきます。これを受け入れて、また鉱工業の方で活躍させて得る素地というものを持つておる。そういうようなことを考えますと、これは長期の、たとえば十年計画といふようなことを考えながら日本の経済を発展させ、その發展の中に日本の農家の余剰労働力といふものが活躍できるという受け入れ態勢というものを組織的、計画的に実践していく可能性と

いうものがあるわけですから、それを一つ総合的な計画のもとにこゝでやつていくべきじゃないかと、いうことから、経済二倍拡大長期計画というものを政府の方では今検討中なんですね。やはり日本経済全体が伸びるということに一方においては取り組みながら、一方においては、それをよりどころとしたしまして農業の所得を向上し、そしてその較差の解消と、これを実現していくということを、かように考えておるわけです。それで、過去の趨勢を見ましても、まあ農家の比較的安定しております三十一年から三十四年の趨勢を見ましても、農業の総生産、これは四・三%ずつの年率をもつてふえております。ところが、この間に農村から都市への労働力の移動が行われておるわけでござりまするから、一戸当たりの所得増加率は五%をこえる五・三というような比率になるわけであります。五・三の比率といふのはこれは非常に高い比率でござります。今後のことを見望してみますると、今申し上げましたような四・三といふような年率が総生産の面におきまして確保できるかどうか、これはなかなか、いろいろ議論のあるところでございまして、あるいは人によりましては二・五%くらいではないかというふうに低目の説をなす人もあります。あるいは、まあ三%なり三・五%くらいの労働需要、そういうようなことを考えますると、今後引き続いて農村から都市への労働移動というものは、これほどもは相当大幅に行なわれるとい

うふうに見ておるのでございまして、まあ今後におきましても、ただいま申し上げましたような一戸当たりの農家の所得ですね、問題はそこにあると云うの所得ですね、問題はそこにあります。他面、それじ  
鉱工業の方はどうなるかという問題でござりまするが、鉱工業の方につきましては五・三よりはるかに高い総生産が上がるわけです。しかし、農業生産もそこに加えていく結果、一戸当たりの所得としますると、大体農家の所得と同じような点に下がつてくるという傾向を持つわけでござります。そういう大体のことを見当といたしながら、ただいま農工間の較差を解消するような政策を検討中でありますから、かように御了承を願います。

うですが、なるほど、今日の工業力の發展はすばらしいものがあるのです。然その工業力の發展によつてそういう労働力が吸收されていくと思うのですが、いずれにしても實質的には工業産力が伸びておることは實際であります。が、ただその工業力の伸びによってどれだけ僕は今日の農村における人剥削をこれに吸収し得るかどうか、今の説明では農家の所得の年率が四二%、さらに今後工業力において人の吸收が行なわれるならば五・五%あるいは六%伸びるだろうといふのが言われておりますが、今日から生じるいろいろな状態を考えてみると、はたしてそのように工業力の發展によって農家の剩余労働力が吸収されるかどうかということ同時に、今は工業力の發展ばかりがいかに發展しても、御承知のように、農家には特權性がありまして、平生の場合においては確かに余剰労働力であつても、ところが、季節的に非常に影響されるわけですね。たとえば田植えどきであるとか、あるいは収穫時であるとかといふようなど……。従いまして、平生時にかぎましても、たとえば一家において一人はこれは余剰労働力だといふふうに考えられておつても、これは季節的な影響によつて当然必要だとされてくる、そういう立場において、なかなか實際は労働力をかかえていて、そのため所得の低下を来たしておるにもかかわらず、それを自主的にも、あるいは他からの要請によつても工業力の方にまで吸収されいかないような、そういう

の状態にあつたと思うのですよ。そうう面を考えてみますと、簡単に大臣言われるよう工農の發展によつて生きないのでないかというように、ういうように思うのですが、その点についての大臣の見通しはいかがですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 御指摘の節性といふような問題でございまが、やはりそういうものを克服してかなければならぬと私は思うのであります。そこで、農林省の方では集団化共同化、農業法人化問題といふもの検討にも移つておるわけでございまが、他面、機械力を導入するという政策もこれは強力に取り進めていかなければならぬ。さようにして、とにかく労働力というものをなるべく少な使つて効率、生産を直ちに上げるとう効果をおさむべきである、そういう政策をとらなければならないということのことは考へておる。それが一戸々の農家に当たつてみますと、そこはでこぼもありましよう。ありしそうけれども、大きな傾向として、そういう傾向も現に出でるわけであります。過去数年間にわたりましては実際の統計といふものが有力に示しておる。今後のことを展望いたしてみましても経済が二倍に拡大されるというようなことを考えますと、これはよほどの人口移動といふのが行なわれるのではないか。いろいろな計算はあります。正確な結論はだんだん出していかなければならぬが、大幅な移動が行なわれ得るかと、かように考へておる次第であります。

われたのですが、特にその場合に大臣は個々の農家に対しても機械力を導入する。その他の面において營農の確立をはかつていくという考え方は結構なんですが、ただ問題になつておるのは兼業の、特に僕は第二種兼業の方々に對して、今、大臣がおつしやるようなそういう機械力の導入であるとか、私は機械力の導入は不可能だと思うのですが、たとえば、その他の土地の改良問題にいたしましても、技術の革新にいたしましても、これはわれわれ自身も第二種兼業の問題、これはあらためて十分に検討しなければならない点があるわけですが、特に今、政府当局におきましては、この第二種兼業に對して今後どのような一手を打たれるのか、こういう問題だと思うのです。これは特に私の方と言つては申詫ないのですが、東北地方における第二種兼業の増大といいますか、特に第二種兼業が非常に困窮に瀕しておる。特にまあ東北におきましては、第二種兼業の場合は、いわゆる他からの収入を得るために何といいますか、職場といふものは、実際わざわざに限られておるのであります。出るとするならば、いわゆるニコニンと称するそういう面に入つて収入を取つてくるといふしかしといふのは、結局、先祖伝來の土地であるからといふので、わずか五反未満の零細規模のところにやむを得ずしてひしめき合つておる、こういう状態で非常に不安にかられておる。離農も簡単にできない、こういう状態に置かれておる。これらの兼業農家に対しては、もつと何か適切な対策がとられるべきではないかと思うのですが、さしあたつての農林當局として第二種兼業に対しても

なわれておるわけですから、それを改めて求職者、特に農村の子弟の求職者に便宜を与えるというような考え方をこれを使っていく、そのためには訓練制度というものを設けて、農村地盤に三十五年度には十四ヵ所の訓練所を作ることを考えておる次第であります。さらに身近に各村々の子弟を一つ一つ懇切にお世話をすると、いふような意味におきまして、職業安定所に協力員制度というものを設ける、これは協同組合長あるいは村長さんとか、そういう方をさような制度の協力員としてお願いいたしまして、身近にお世話をいたしますとか、さようならもろもろの施策を総合いたしまして、この困難なる問題の解決に当たらなければならぬ、かように考えておられます。

は、兼業農あるいは二男三男対策のための工場誘致ということで、一面にむかっては農地が失われていく。こういった問題ですが、失われていく面から来るマイナスと、あるいはまた工場の誘致から来るプラスの面もやはり勘案しなければならぬと思うのですが、こういう場合の、何といいますかね、プラス面とマイナス面の具体的な調整の基準というものは一応考えなければならぬと、こう思うのですが、相当耕地等がつぶれていいっているのです。こういふ面に何かの手が、対策等がありましたら。非常に憂慮にたえないと思つてしるのです。

困るので、そこで、農地の転用基準と  
うものを、これは権威ある人にもお  
いいたしまして作りまして、この運  
によりまして、なるべく純朴な農村  
また農地に適している土地、そういう  
ものは保存されて、なるべく農地に  
さないような土地が住宅地や、ある  
は工場敷地となるということに努力  
いたしている次第でござります。  
○大河原一次君 この問題、ちょっと  
飛躍しますが、先ほどもちょっと触  
ました、政府の最近における構造政  
という面が非常に強く取り上げら  
て、積極的にこれが推進されるよう  
ありますし、特に農業基本法の中  
は、この面が強く出されてくると思  
のですが、われわれの考え方から申し  
げますと、構造政策の面において、  
体その構造政策が今日ねらっている  
ころは何であるか。その構造政策の目  
標はどこに置いておくかということと  
のところですが、確かに今日のや  
んですが、一面には、確かに今日のや  
家の所得の増大ということもこの構造  
政策の上から来る問題だろうと思うた  
ですが、私が聞きたいことは、ほんと  
うの政府が考へていてる当面の構造政策  
の目標は、今日問題になつてゐる貿易  
政策の上から来る問題だらうと思うた  
にいわゆる構造政策が重視されてい  
のではないかというふうに考えていい  
わけなんですが、私の考え方を申しし  
げますならば、この構造政策の推進す  
ることによって、今日の不均衡は工  
のではないかというふうに考えていい  
向に当然持つていかれるべきだと思ふ  
のですが、むろんこれとも関係があり  
ますけれども、むしろそれではなく  
て、政府として今日非常に積極性を自  
せておる貿易、為替の自由化に対処す

るためのこの構造政策が強く志向され

ておるのではなかろうかといふうに

われわれ考えておるのですが、そ

う点について大臣の率直なるお考

えをしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(福田赳夫君) お話の点は

自由貿易化の問題とはいささかの関係

もございません。私どもが考えており

ますのは、農村の所得が国の経済の中

で適正な地位を占めるということにあ

るわけでございます。

○大河原一次君 それに関連しまし

て、今貿易自由化の問題が出来ました

が、具体的な問題でお聞きしたいので

すが、さしあたり大豆の問題が出てい

ます。それについて大豆に対する瞬間

タッチ方式がとられておるわけです

が、これから来る国内大豆の値下がり

ということが結局考えられます

て、製油会社ですか、大きな製油会社

というような金を取つて、これによつ

て国内大豆の値下がりをカバーすると

いう方式がとられるわけですが、私の

考え方を申し上げますならば、もちろん

この瞬間タッチ方式にも考えられる

ところであろうが、今日の一〇%とい

う関税率がむしろ低いのではないか、

いわゆる瞬間タッチ方式よりも、むし

ろ関税率の引き上げというような点が考

えられるわけですが、当面政府として

ことによって零細な製油会社等を守つ

てやるべきではないかといふことも考

えてあります、伺いたいと思ひます

のところへ落ちてくるわけですね。そ

う、帳簿上の記載するという形で課徴金を取るという、まあ関税です、これが違うものですから、今度はガットのよ

うな関係とか、そういう涉外問題となると、扱いがやや違つてくるわけでござります。ガットあたりの関係からい

うと、関税をなるべく下げようという制度でござります関係上、これを利害関係国と相談しなければならないとい

うことで、課徴金を取るか、あるいはもう、そんなはずもしないで、現在の

一割関税だけにして、他に財源を求めるかということで、まだ意見がまとまりません結果、まだ法律案や予算案の検討中でござります。

○大河原一次君 この瞬間タッチ方式によれば、確かに農業保護といふ立場、農民の保護ということになるのですが、先ほど申し上げました小さなことで申すと、これは国営貿易という逃げ道があ

るような、そういう違いが出てくるのであります。それで今大豆につきまして、ことし秋あたりごろから自由化し

て、この瞬間タッチ方式でござりますが、その内容は同じであるものにかかわらず、これは国営貿易という逃げ道があ

るようになりますが、その影響があるの

でござりますが、その影響があるの

でござりますが

忍びないのでありますて、われわれはあくまでも解散決議をするということに対しても賛成をしておるわけでも何でもないのですが、従いましてこの欠陥からこのような状態が出ておることであるから、これはわれわれは決して正常形ではないと思つておるのでですが、要は切実に法改正を望んでおるのであります。従つて、大臣は、ここで再度お伺いしたいのですが、明確に一つ——今国会に法改正を提出されるかどうかということを一つ明確に答えていただきたいのです。

○國務大臣(福田赳氏君) この問題は衆參両院の農林水産委員会におきましても、すいぶん御鞭撻を受けた問題なんですね。また、いろいろ御意見もあるようです。そこで、来月中旬ころ大体衆參両院の議員の方にも御参加願いまして協議会を設けてみたい、そこへ私どもの考え方というものをお諮りしたいと思っております。多少準備の時間かかりますが、私いたしましては、ただいま国国会に提案をいたしましたいという気持で努力をいたしております。

○大河原一次君 この問題に関連するのですが、現在幾つあるかわかりませんが、これ、あとでお伺いしますが、解散を決議した組合に対してもどのように対処するかという問題で、一つは、いわゆる農業共済組合の自主性というものがあるかどうかという問題で、それ再保険という形で国家の資金が投入されておるから、そのことによる共済

組合における自主性というものがまるである。あるいはふうには考えられませんが、たとえば具体的に申し上げますと、解散した組合に對しては、知事はこれを認めていないわけです。認めていないわけです。認めていないわけですよ、こうなりますと、共済組合の自主性というものがなあといふうに考えられるが、それはそれといったしましても、こういう点が散に伴う身分の問題、これがどうなるかということ、さらに具体的に申し上げますならば、組合を解散したんだあります。しかし、知事はこれを認めないという場合ですから、従つて、認めていないと、いうならば、多少矛盾はあるのですが、しかし、当然共済組合に対する国家の補助金が来ておるわけですから、このことによつて共済職員の方々の身分が当然守られるべきではないかと思うのですが、たまたま聞くところによると、県共済連ですか、県段階等においてこの金を握つてしまつて、お前の組合は解散したのであるから職員対してはそういう身分上の安定はできないぞといふ明確な線ではないけれども、このような方向が出されてゐる。従つて、解散組合における職員諸君が身分が非常な不安定にさらされておるという、こういうことなんだと思います。もちろん組合の自主的な、一応自主的な立場に立つて解散したのであるから、その当時解散するからには共済職員の方々の身分のことまで考へた上で、いわゆる解散ということの決議もなされるべきであるかも知れませんが、そういうことをなさないままに解散してしまつ

た。従つて、職員の方々は非常に不安にかられておるというような状態なんですが、こういう問題に対してはどのように対処されるか、これを一つ具体的にお話を願いたい。

○政府委員(坂村吉正君) ただいま御質問のように、地方では解散の決議をするということがぱつぱつ出ておりまして、その解散につきましては県知事の認可が要るわけでござります、法律上。これは共済組合が解散しました場合には、もしかりに万一災害でも起こりました場合に、それに対して別の対策でも考へられてれいませんと非常に農民にとって困る問題題でありますから、一応農省といたしましては、知事は認可しないよう、こういう指導方針を今まで持つて参りましたわけであります。そういうようなことで現在のところ解散決議はしましたけれども、知事の認可が得られないというような状況で、事業上の事業停止などといふ形になつておるようなものがあるのでございまして、これにつきまして職員の身分関係が非常に不安定になつておるというようなお話をございまするが、現実問題といたしましては、私の方も詳しくまだそこまでの調査はこまかくはできておりませんけれども、そういう関係でみずからの意思でやつておるんだからということでありましょうか、職員の問題につきまして、非常に不安定だから困るというようなお話も、上方までは上がつてきておらないというような状況でござります。いずれにいたしましても、できるだけ早く共済制度の方向をきめまして、そうしてそれと同時に、この問題についても対処していくようにしたい

○大河原一次君 私のお聞きしておることは、そういう一部の共済組合の解散から来る。そういう職員の方々の身分が不安定にさらされておるからということで、早期に早くやれという意味ではなくて、いずれにしても全国的にこの法の不備欠陥が非常に取り上げられておるから、一日も早く、こういう派生的な問題ができないためにもうやるべきであるということを大臣にお願いしたわけありますから……。  
それからもう一点お伺いしたいのですが、これは現地の実際を見たわけではありませんが、たまたま取り上げられておるということを聞いたのです。が、掛金が不納になつておると、これに対しても組合の一部の方々が町村に対して、不納組合費の取り立てを町当局にした場合に、町当局は強制取り立てができるかどうかと、こういう問題が出ておるわけです。この点に対し前になつております。

なんか行なわれて、さらに最近公務員の宿舎法の改正に伴つて有料化されるということについて非常に心配されておるわけがありますが、特にこの種畜場における方々の労務状態あるいはまた賃金体系等をちょっとと聞いたことがあるのですが、相当、基準法も何も無視されておる。そうして八時間あるいは十時間等の勤務が行なわれておる。従つて、実質的には拘束八時間といふ建前をとるならば実質的に賃金が低下しておる。にもかかわらず、最近においては、宿舎費まで取られるということになると、二重のいわゆる条件の引き下げではないかといふ問題が全国的にばつばつ出ておる。これはわれわれ非常に重大視しなければならぬと思うのですが、これに対して何か対処される点がありましたら……。

